

発議第5号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年8月24日

野田市議会議長 山口克己様

提出者 議会運営委員会委員長 内田 陽一

野田市条例第 号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（議員報酬からの控除）

第5条 議員報酬を支給する際、議長等の申出により、その議員報酬から次の各号に掲げるもので、議長等が支払うこととされている額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 全国市議会議員団体補償制度の保険料
- (2) 前号に掲げるもののほか、議長等が議員報酬からの控除を申し出たものであって、議長が認めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議員報酬の支払いに際して、議長等から申し出があった場合に、法定控除以外のものも控除できるようにしようとするもの。

参考資料

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和63年野田市条例第1号)

改 正 案	現 行
<p><u>(議員報酬からの控除)</u> 第5条 議員報酬を支給する際、議長等の申出により、その議員報酬から次の各号に掲げるもので、議長等が支払うこととされている額に相当する金額を控除することができる。</p> <p>(1) 全国市議会議員団体補償制度の保険料</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、議長等が議員報酬からの控除を申し出たものであって、議長が認めるもの</p> <p>第6条・第7条 (略)</p>	<p>第5条・第6条 (略)</p>

発議第6号

野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年8月24日

野田市議会議長 山口克己様

提出者 議会運営委員会委員長 内田 陽一

野田市議会規則第 号

野田市議会会議規則の一部を改正する規則

野田市議会会議規則（昭和52年野田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

会派代表者会議	議会の運営に関する協議又は調整	正副議長及び各会派代表	議長又は事務局長
---------	-----------------	-------------	----------

」

を

「

全員協議会	議会の運営に関する協議又は調整	議員全員	議長又は事務局長
会派代表者会議	議会の運営に関する会派間の協議又は調整	正副議長及び各会派代表	議長又は事務局長

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として全員協議会を設置するため、別表に規定しようとするもの。

参考資料

野田市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市議会会議規則（昭和52年野田市議会規則第1号）

改正案				現行			
別表(第166条第1項)				別表(第166条第1項)			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会の運営に関する協議又は調整	議員全員	議長又は事務局長	会派代表者会議	議会の運営に関する協議又は調整	正副議長及び各会派代表者	議長又は事務局長
会派代表者会議	議会の運営に関する会派間の協議又は調整	正副議長及び各会派代表者	議長又は事務局長	広報委員会	野田市議会報及び野田市議会ホームページの編集等	各会派選出議員	委員長
広報委員会	野田市議会報及び野田市議会ホームページの編集等	各会派選出議員	委員長				

発議第7号

安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月6日

野田市議会議長 山口克己様

提出者 野田市議会議員 星野 幸治

賛成者 野田市議会議員 長 勝則

同 小室美枝子

安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書（案）

岸田内閣は、安倍晋三元首相の国葬を9月27日に実施することを閣議決定した。岸田首相は、「8年8か月にわたり・・・、内閣総理大臣の重責を担った」「東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績」などを挙げて安倍元首相を絶賛し、国葬実施の理由としている。

しかし、国葬を行う法的根拠がないことを内閣法制局の見解等で示されてきたことであり、国会議論もなく閣議決定だけで実施することは立憲主義に反する行為である。

これまで、安倍元首相が進めたのは憲法9条改定への執着であり、歴代の政権による憲法解釈を覆し、集団的自衛権行使容認や安保法制の強行など、日本を危険な戦争ができる国に変えることであった。また、新自由主義に基づくアベノミクスが貧困と格差を深刻化させ、困難を極めるコロナ禍で十分な対応ができない弱くて冷たい社会を作り出したことへの責任は重大である。

国民には自己責任を押しつけながら、自らは森友・加計学園、桜を見る会などの疑惑にまみれ、国政の私物化や国会での虚偽答弁など、解明されていない問題を多く残したままである。さらには、旧統一協会との関わりについての新たな疑惑も浮上する事態になっている。

安倍元首相の政治的立場や政治姿勢に対する国民の評価は様々である。最近の世論調査では、国葬に疑問を持ち、反対する人が支持する人より多くなっている状況にある。国葬実施となれば、費用全額を国費で賄うことになり、国民には安倍元首相への賛美・礼賛を求めることになりかねない。これは、憲法第19条の思想・良心の自由、内心の自由への侵害であり、国民主権や民主主義の原則と相入るものではない。

よって、本市議会は国に対し、安倍晋三元首相の国葬中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

野田市議会 議長

内閣総理大臣 宛て

発議第8号

「旧統一協会」と政治家の癒着を究明し、決別を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月6日

野田市議会議長 山口克己様

提出者 野田市議会議員 長 勝則

賛成者 野田市議会議員 小室美枝子

同 星野 幸治

「旧統一協会」と政治家の癒着を究明し、決別を求める意見書（案）

安倍晋三元首相への銃撃事件を機に、政権党や議員と旧統一協会（世界平和統一家庭連合）の癒着が表面化し、大きな社会問題になっている。

旧統一協会は、献金強要、洗脳、靈感商法、集団結婚式など多くの問題を引き起こし、多数の被害者を生み出してきた反社会的カルト集団である。

全国靈感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）によれば、2021年12月までの34年間で、全国弁連の弁護士や消費生活センターが受けた統一協会に関する相談件数は3万4,537件で、被害総額は1,237億円に上るとされ、これでも氷山の一角だと指摘している。

旧統一協会は、靈感商法や高額献金強要など消費者被害を拡大する一方、政権与党や閣僚・議員との癒着を強めてきた。旧統一協会の関連団体イベントに挨拶やメッセージを要請し、選挙の支援やパーティー券購入など協力関係を深めてきたのである。

旧統一協会の関連団体である世界戦略総合研究所の現事務局長が「自民党に入党し、総裁選で安倍氏に投票した」との告白や国家公安委員長、防衛大臣など現職の閣僚が旧統一協会関連団体と関係していた事実。また、何年間も申請できなかった統一協会から世界平和統一家庭連合への名称変更が、旧統一協会と関係があったとされる文部科学大臣の下で承認された問題など、疑惑は深まる一方である。

よって、本市議会は国に対し、旧統一協会と政治家の癒着を究明し、決別するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

野田市議会 議長

内閣総理大臣 宛て

発議第9号

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の延期を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年9月12日

野田市議会議長 山口克己様

提出者 環境経済委員会委員長 中村 裕介

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の延期を求める意見書（案）

長引くコロナ禍が暮らしと営業の危機的状況を深刻化させ、さらに緊迫の状態が続くロシアによるウクライナ侵攻に起因するサプライチェーンの混乱や円安の影響で、燃油をはじめ物価や資材の価格高騰、資材納品遅れ、食品や生活必需品の大幅な値上がりも追い打ちをかけています。急激かつ大幅な景気後退を経験することとなり、地域経済の中心を担う中小・小規模事業者の経営危機も広がり、深刻な状況が続き国民・中小業者への支援が求められています。このような中では2023年10月から実施予定のインボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応できる状況ではありません。インボイス制度の実施により、事務負担の増加を強いられるとともに、免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。また、中小・小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小・小規模事業者の廃業の増加、個人事業者、農業従事者、フリーランス、文化芸術を追いやりイベント分野で働く方々を追い込み、さらなる地域経済の衰退につながるおそれがあります。このことは、地域経済によるまちづくりにも影響を及ぼすことから大きな不安を抱かざるを得ません。

また、インボイス制度導入に関し、日本商工会議所、農民運動全国連合会、全国青色申告会総連合、全国シルバー人材センター、全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会全国協議会、全国青年税理士連盟などの団体も現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。新型コロナ危機を克服し、新しく再構築すべき経済・社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在が不可欠です。私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃を与えるインボイス制度導入を延期することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について要望するものです。

記

2023年10月1日から導入されるインボイス制度の延期を求める

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

野田市議会 議長

衆議院議長 宛て
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣

発議第10号

国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年9月13日

野田市議会議長 山口克己様

提出者 文教福祉委員会委員長 椿 博文

国における2023年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかしながら、社会の変化とともに子供たち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積している。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大と立て続けに発生した。災害からの復興、感染症の克服はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2023年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5 子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7 感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること。
- 8 GIGAスクール構想に伴うICT環境の整備促進のために財政措置を講じることなど。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

野田市議会 議長

内閣総理大臣 宛て
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣

発議第 11 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 4 年 9 月 13 日

野 田 市 議 会 議 長 山 口 克 己 様

提出者 文教福祉委員会委員長 椿 博文

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものである。また、教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度である。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていたが、次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減された。

国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠であり、この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至である。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養士を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものである。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てくることから、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣